

岩手県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営古城地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市前沢区古城字沖谷地	31番	田	田	394	196
〃	40番1	〃	〃	951	76
〃	47番1	〃	〃	659	323
奥州市前沢区古城字高殿	187番2	〃	〃	86	7.87
奥州市前沢区古城字境田	9番2	〃	〃	1,330	61
〃	83番	〃	〃	158	11
奥州市前沢区古城字十文字	32番	〃	〃	462	51
〃	49番1	〃	〃	145	72
奥州市前沢区古城字東見寺下	157番	〃	〃	198	39
〃	160番1	〃	〃	408	54
奥州市前沢区白山字石持	1番1	〃	〃	251	13